## １２．１　住家被害認定

新潟県中越沖地震における住家被害認定は、基本的に内閣府による「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（以下、内閣府指針と記す）に則って実施された。柏崎市の一次調査は、能登半島地震における輪島市のそれと同一の調査票を用いて実施された。これは、能登半島地震における輪島市の建物被害認定調査に柏崎市の職員が応援として参加していたために，調査票など資料一式がそのまま柏崎市に引き継がれた形となった。

柏崎市の建物被害認定調査の担当は税務課であり、同課の職員を中心に調査班が構成された。さらに新潟県下の市町村をはじめとした全国からの応援職員を加え、2～3 人一組の調査班が構成された。調査方針は、一次調査は外観目視調査、能登半島地震の経験をふまえ市内約 6 万棟の全ての建物に対しての悉皆調査とした。建物 1 棟あたりに要した調査時間は平均で 10～15 分、使用した調査票を図 12.1.1 に示す。調査は地震発生の翌日 7 月 24 日より開始され、8 月 11 日までの約 1 ヶ月間であった。

外観目視調査の結果に基づいて罹災証明書が発行された。しかし、この判定に納得がゆかない被災者に対しては、申請によって再調査が実施された。再調査は内閣府指針に基づき、外観および内観に現れた被害を目視によって判断する調査である。調査員は、予約に基づいて申請者宅を訪問し被害調査をおこなった後、その場で調査結果を被災者に説明し、同意してもらう必要がある。そのため建物 1 棟あたりに要する時間は、調査が約 30～45 分、結果の説明に約 30～45 分、合計 60～90 分であった。そこで柏崎市では、一つの調査班が一日に調査する件数を最大 4 件に制限し、調査時間の確保と調査の質の向上に努めた。

再調査の調査員には同課職員のみならず，新潟県職員，新潟県下の市町村職員，全国知事会東北ブロックおよび関東ブロックの自治体職員など，広域から大量の職員を動員した．投入された調査員の推移は、図 12.1.2 に示すとおり 1 日最大 215 人の調査員を動員し，再調査の調査員の主力は新潟県を含めた新潟県下の自治体の応援職員であった．また再調査に際し，柏崎市では新潟県建築士会に建築士の派遣を依頼し，8 月 18 日の再調査開始から 8 月 31 日まで，毎日約 15 人の建築士が調査に参加した．建築士は各調査班に 1 名ずつ同行し，専門的見地から，非専門家である自治体職員の調査員に対して，被害の見方をアドバイスする役割を担った．

調査方法では輪島市における教訓を生かし，資産税調査の図面では現況を正しく表現していない場合が多いため，調査現場で現況の平面図を描きその上に被害箇所とその程度を記入することとした。また，再調査申請者に対しては，自己診断シート（図 12.1.3）を配布し，被災者自身での自宅の被害調査を促した（図 12.1.4）。

柏崎市では調査棟数 59,421 棟に対して，再調査数 7,604 棟，うち 3,472 棟について被害判定が変更になった（2008 年 7 月 1 日現在）。したがって再調査率は 12.8%、うち被害判定が変更になった割合は 45.6%である。再調査申請された建物の一次調査における点数の内訳は、図 12.1.5 に示すとおり，その 45%が 10 点未満であり，20 点未満の一部損壊の割合は再調査申請棟数全体の 84%をしめる。

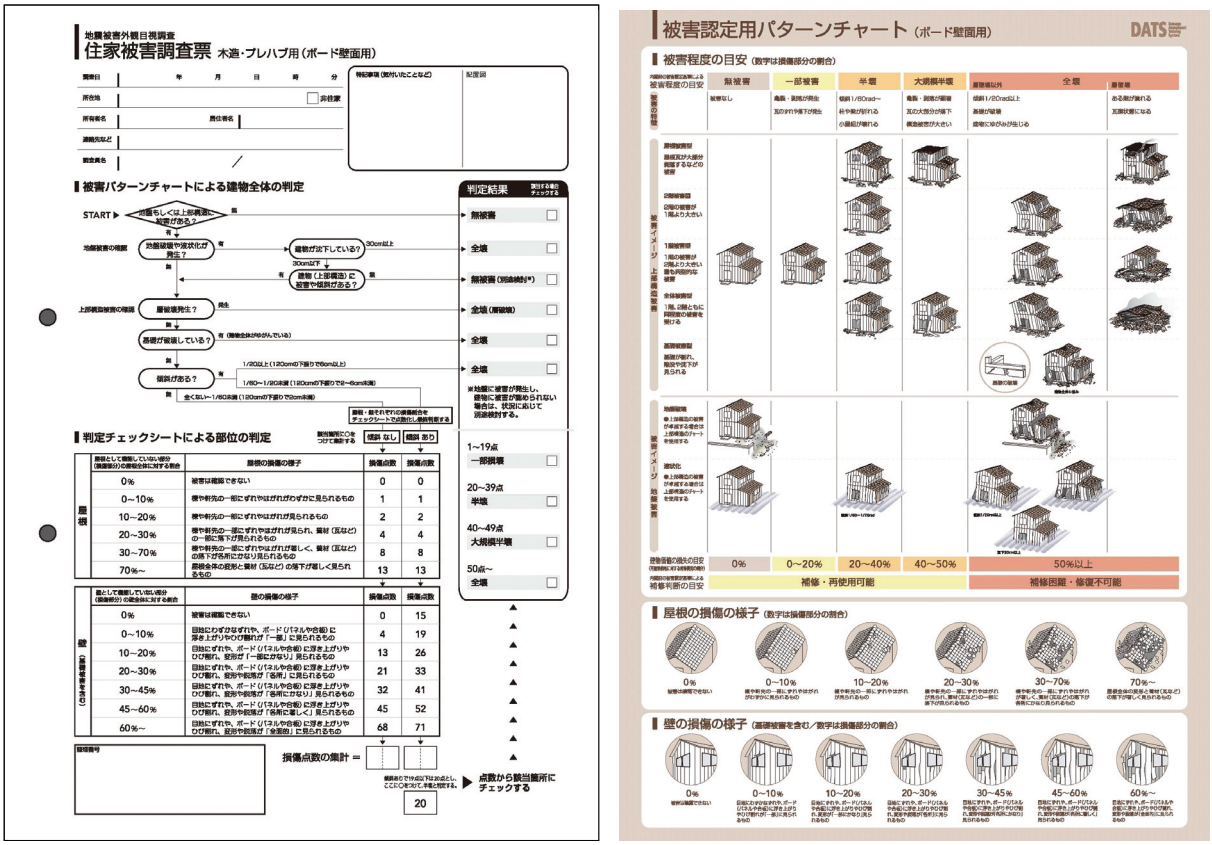


図 12.1.1　外観目視調査票

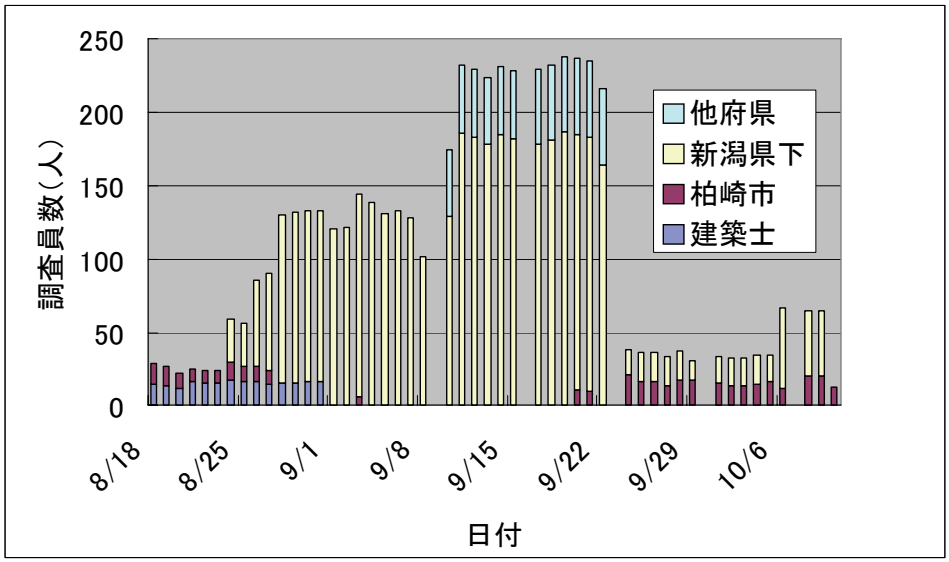


図 12.1.2　再調査調査員の推移

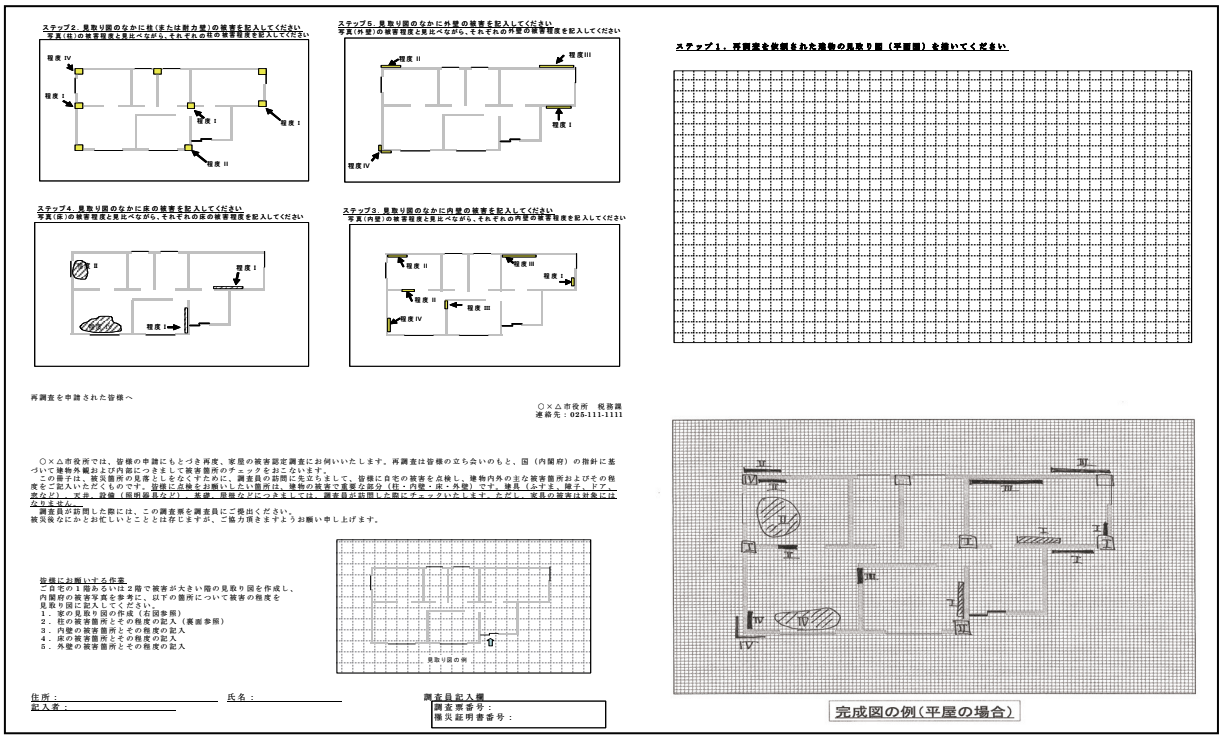


図 12.1.3　柏崎市で配布された自己診断シート

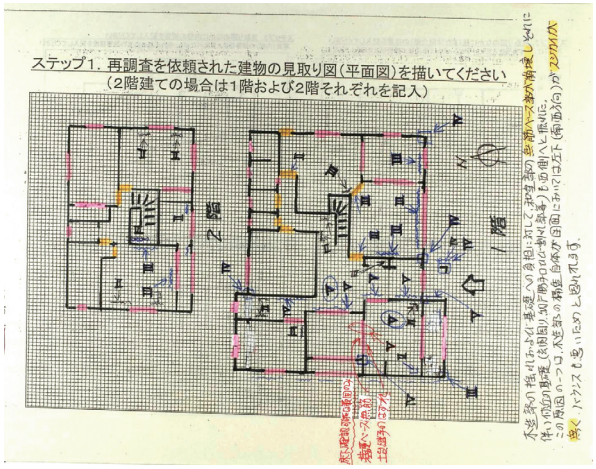


図 12.1.4　自己診断シートに描かれた被害図面

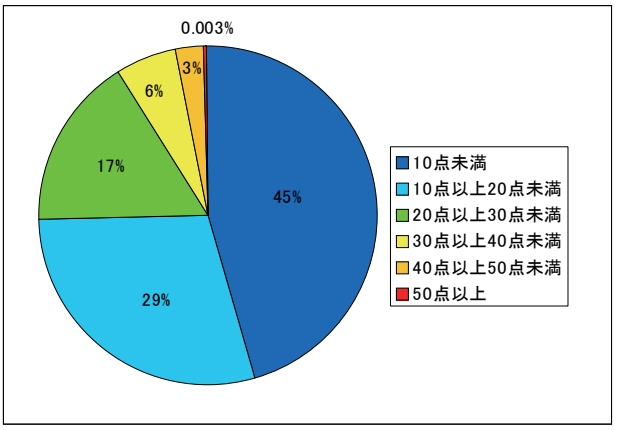


図 12.1.5　再調査申請者の一次調査点数内訳

## １２．２　り災証明書の発行

柏崎市では、建物被害認定調査の一次調査結果に基づいて罹災証明書が発行された。り災証明書の発行担当は税務課であった。柏崎市では、一次調査の結果を家屋台帳や住民基本台帳のデータと GIS を用いて統合化したデータベースを構築した。このシステムは、新潟県中越地震における小千谷市での経験をもとに産官学共同で開発されたシステムである。

り災証明書の発行は、このデータベースの特徴を生かし、全ての調査の終了後まとめて発行する一括発行方式が採用された。これにより申請者の集中による混乱が想定されるため、１）特設のり災証明書発行センターを開設し、２）このセンターにおいて期間を区切って集中的に発行する、３)申請者の集中を前提とした業務処理手順・空間配置を設計する、４）地区ごとに発行日を指定して申請者の分散を図る、などの対策がとられた。

特設の発行会場は柏崎市立図書館であるソフィアセンターに設営し、8 月 17 日より 31 日まで（8 月 20 日・21 日は西山町事務所）集中的に発行業務がおこなわれた（写真 12.2.1)。り災証明書発行の業務手順（図 12.2.1）としては、まず、入り口で整理券を発行し、会場内への申請者の流入量を調整するとともに、受付時間の目安を示し、混乱の解消をはかった。次に受付では書類の確認をおこない、特に調査済証を持参した申請者はすぐに調査結果の通知へ進み、結果についての説明を受けた。この判定結果について納得がゆかない被災者に対しては、調査結果や被害の状況についての相談する窓口が設置された。さらに、再調査を希望する申請者に対しては、同じ会場内において再調査の申請受付をおこなった。再調査は建物内部に立ち入るため、被災者の都合に合わせて予約を入れるシステムとした。また、情報検索窓口を設け、調査済証を持参しなかった申請者や、申請書類や調査結果に何らかの間違いが発見された被災者に、一元的に対応した。これらの業務処理は、GIS データベースを用いて処理されたため、全ての情報の一元的な管理が可能となった。8 月 17 日のり災証明書発行開始から 27 日までの 11 日間で約 1 万枚(一日平均 900 枚）のり災証明書が発行された。

り災証明書への記載内容は、１）り災者の情報（住所、氏名)、２）り災世帯の構成員の情報（氏名、続柄、性別、生年月日)、３）り災年月日、４）り災場所、５）り災物件及びり災状況、６）り災原因、７）その他、および、り災証明書番号、発行年月日であった（図 12.2.2)。

柏崎市のり災証明書発行の特徴は、GIS データベースを構築して一元的なデータ管理をおこなった点とともに、これら情報をその後に続く被災者の生活再建支援業務へそのまま移行し、被災者台帳として被災者の支援・対応履歴管理システムが構築された点があげられる。一方、り災証明書発行まで約一ヶ月を要するため、仮設住宅建設戸数の確定、入居希望者の確認など、その一ヶ月間に同時進行する対応業務との調整に問題を残した。

写真 12.2.1　り災証明書発行の順番待ち

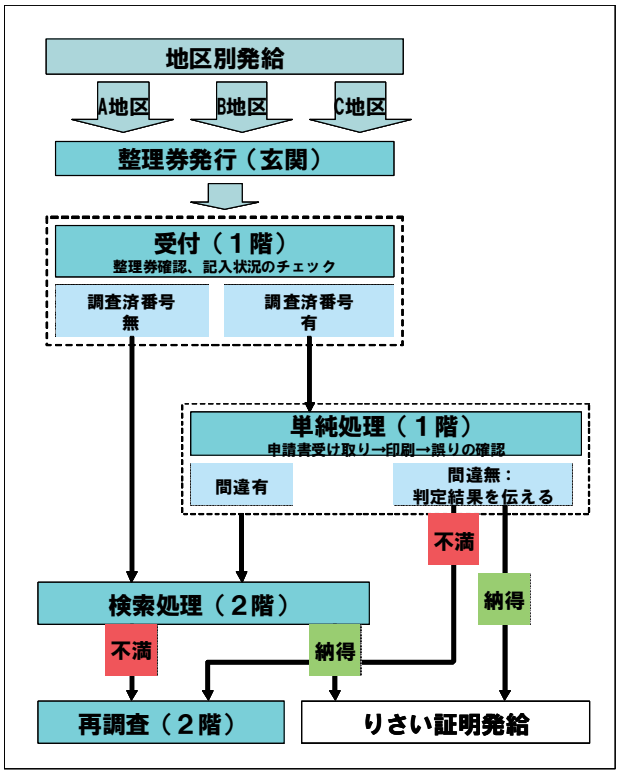


図 12.2.1　り災証明書発行業務手順

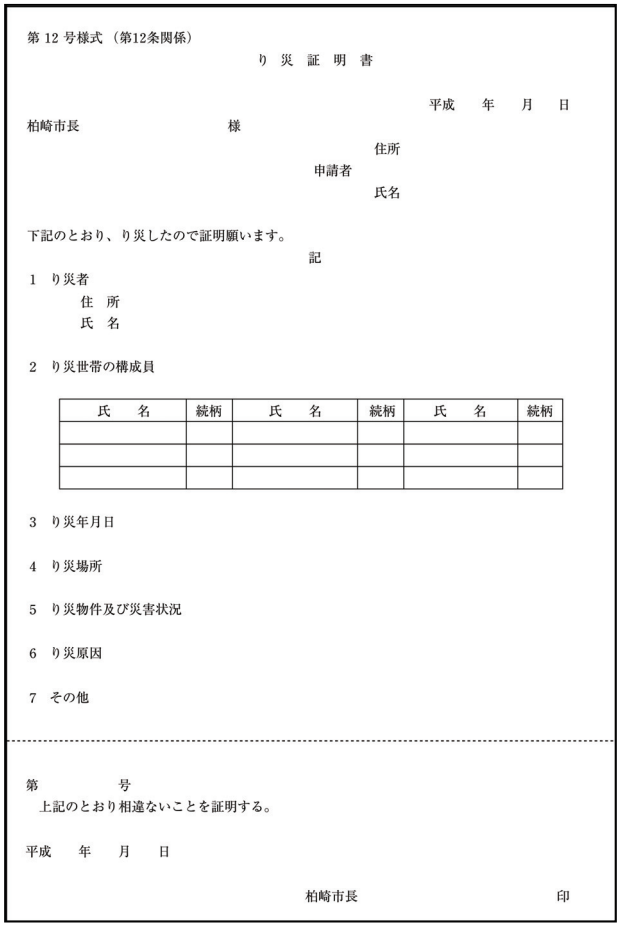

第 12 号様式（第12条関係）

り　災　証　明　書

平成　　年　　月　　日

柏崎市長　　様

住所

申請者

氏名

下記のとおり、り災したので証明願います。

記

1　り災者

住　所

氏　名

2　り災世帯の構成員

| 氏　　名 | 続柄 | 氏　　名 | 続柄 | 氏　　名 | 続柄 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

3　り災年月日

4　り災場所

5　り災物件及び災害状況

6　り災原因

7　その他

第　　号

上記のとおり相違ないことを証明する。

平成　　年　　月　　日

柏崎市長　　印

図 12.2.2　り災証明書

## １２．３　応急仮設住宅の建設・入居状況

（「平成 19(2007)年新潟県中越沖地震における災害救助に係る活動記録（平成 20 年 5 月、日本赤十字社)」より抜粋）

柏崎市では、地震発生当日から応急仮設住宅建設の検討が開始され、当日に県に対して 251 戸の建設要請がなされた。しかし、被害の全容把握及び被災者のニーズ把握ができない中で、町内会長を通じての住宅被害調査で全壊 908 戸だったことから、当初 1000 戸の応急仮設住宅を要望していたが、最終的には 1,007 戸となった。刈羽村においては、地震発生から 2 日目に避難所を回って半壊以上の世帯を対象に希望を募り、その時避難所にいなかった被災者の分も推定に含め、建設戸数 200 戸を決定した。建設用地については、適当な用地が無く、各地に分散しても村全体の必要数を建設できないことから、「源土運動広場」を建設場所とした。出雲崎町においても、15 戸の応急仮設住宅が建設されている。

応急仮設住宅の型別建設戸数は表 12.3.1 に示すとおりであり、柏崎市（39 地区)、出雲崎町（1 地区)、刈羽村（2 地区）の合計 42 地区に分散配置され、世帯構成によって間取りや広さが変えられている。また、応急仮設住宅におけるコミュニティの維持・形成活動を目的とし、談話室 15 戸、集会所 11 棟が建設された。なお、今回は、特にグループホームなどの福祉仮設住宅の建設はなかった。

入居状況については、柏崎市では、発災から１週間後に応急仮設住宅への入居申込みを広報し、受付期間を７月 26 日（木）から８月３日（金）までとした。対象者は半壊以上の被害を受けた世帯で、修理・補修のための仮住居としては入居できないとしたが、この時点ではすべてのり災証明が発行されていなかった。希望は第３希望までとしたが、応急仮設住宅への入居希望があっても必ずしも入居条件と合致しているわけでなく、判定委員会を作って最終判定を行い、入居者を決定した。できるだけ集落単位での居住が可能となるよう配慮したが、勤め先や交通機関への便の関連から、居住圏外の応急仮設住宅に入居した世帯も見られた。

表 12.3.1　新潟県中越沖地震における応急仮設住宅建設状況（平成 19 年 8～9 月）

| | 応急仮設住宅（戸） | | | | 談話室（戸）40 ㎡ | 集会所（棟）100 ㎡ |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 計 | 単身者用 6 型 1DK：20 ㎡ | 夫婦用 9 型 2DK：30 ㎡ | 家族用 12 型 3DK：40 ㎡ | | |
| 柏崎市(39 地区) | 1,007 | 254 | 519 | 234 | 14 | 10 |
| 出雲崎町(1 地区) | 15 | 3 | 6 | 6 | | |
| 刈羽村(2 地区) | 200 | 24 | 117 | 59 | 1 | 1 |
| 合　計(42 地区) | 1,222 | 281 | 642 | 299 | 15 | 11 |

（構法別では、組み立て市木 1,077 戸とユニット式 145 戸）

（出典）社団法人プレハブ建築協会『ＪＰＡ』2008 年１月号

（出典）日本赤十字社：平成 19(2007)年新潟県中越沖地震における災害救助に係る活動記録，P.58-59，平成 20 年 5 月

## １２．４　被災者生活再建支援法の適用

（「平成 19(2007)年新潟県中越沖地震における災害救助に係る活動記録（平成 20 年 5 月、日本赤十字社)」より抜粋）

本地震発生時点での「被災者生活再建支援法」には、所得制限や支援金の使途についての制約があり、申請の受付にあたっては、柏崎市や刈羽村では、職員の研修を行い、手続きのための事務作業のため、県職員の応援を依頼するなどで対処していたが、手続きが複雑な上、事務量が多いという問題があった。

この「被災者生活再建支援法」が平成 19 年 11 月 16 日に改正され、県・市町村の制度（被災者生活再建支援事業補助金：県・市町村の制度）も、法改正を踏まえ、平成 19 年 12 月～平成 20 年 1 月に改正された。これにより、再度手続きをしなければならないものの、被災者にとっては所得制限がなくなり、支援金の使途の制約がなくなったことにより、結果として住宅本体の再建にも使用することが可能となった。市町村にとっても、事務手続きが簡略化されたというメリットがあった。

表 12.4.1　平成 19 年新潟県中越沖地震被災者生活再建支援制度

| 世帯の収入・基準 | | 世帯構成 | 国の制度 | | | | 県・市町村の制度 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 基礎支援金 | 加算支援金（該当する１種類のみ） | | | |
| | | | | 建設・購入 | 補　修 | 貸　借 | |
| 世帯収入（18 年の年収）が 500 万円以下の場合 | 全壊 | ２人以上 | 100 | 200 | 100 | 50 | 100 |
| | | 単身 | 75 | 150 | 75 | 37.5 | 75 |
| | 大規模半壊 | ２人以上 | 50 | 200 | 100 | 50 | 100 |
| | | 単身 | 37.5 | 150 | 75 | 37.5 | 75 |
| | 半壊 | ２人以上 | － | － | － | － | 50 |
| | | 単身 | － | － | － | － | 37.5 |
| 上記以外の場合 | 全壊 | ２人以上 | 100 | 200 | 100 | 50 | 100 |
| | | 単身 | 75 | 150 | 75 | 37.5 | 75 |
| | 大規模半壊 | ２人以上 | 50 | 200 | 100 | 50 | 50 |
| | | 単身 | 37.5 | 150 | 75 | 37.5 | 37.5 |
| | 半壊 | ２人以上 | － | － | － | － | 50 |
| | | 単身 | － | － | － | － | 37.5 |

（出典）新潟県資料

（出典）日本赤十字社：平成 19(2007)年新潟県中越沖地震における災害救助に係る活動記録，P.61，平成 20 年 5 月

## １２．５　被災者相談所

柏崎市では、平成 19 年 8 月 1 日（水）から被災者相談所を市役所分館 2 階会議室にて開設した。内容は、被災者生活再建支援、住宅応急修理、応急仮設住宅、被災住宅の解体廃棄物処分、融資制度などについて、被災者の相談を受け付けた。

なお、平成 19 年 7 月 30 日時点の被災者への支援策と問合せ先は表 12.5.1 のとおりである。

表 12.5.1　被災者への支援策と問合せ先（平成 19 年 7 月 30 日現在）

| 内　　容 | | 問合せ先 |
|---|---|---|
| ごみの処理 | 燃やすごみ　→　火・木・土に収集 | クリーン推進課 |
| | 燃やさないごみ、粗大ごみ、家電 4 品目　→　地区ごとに収集 | |
| | 資源物　→　災害ごみ優先で 8 月いっぱい収集不可 | |
| | 少量の瓦・壁　→　8 月中旬からクレー射撃場に持ち込み可 | |
| | 石塀・塀・ブロック塀・灯篭・門柱・墓石　→　構築・購入した業者へ問い合わせ | |
| | 被災を受けた住宅　→　解体費用は個人負担、収集運搬・処分費用は市が負担 | |
| 被災者生活再建支援　→　生活支援金の相談受付は 8 月 1 日から | | 防災・原子力課 |
| 住宅応急修理 | | 建築住宅課 |
| 応急仮設住宅　→　入居申込み受付中（8 月 3 日まで） | | 建築住宅課 |
| 市税の納期限延長・減免 | | 税務課 |
| 国民健康保険税の納期限延長・減免 | | 国民医療課 |
| 介護保険料の納期限延長・減免 | | 介護高齢課 |
| 保育料の納期限延長・減免 | | 子ども課 |
| ガス・水道・下水道・農業集落排水料金等の納期限延長・減免 | | ガス水道局<br>お客様サービス課<br>下水道課 |
| り災証明書の交付　→　り災証明書は 8 月 17 日から交付予定。現在、被害調査を実施。調査前に修繕工事を行う場合、被害状況の写真、工事に係る業者の見積書や領収書を保管しておくこと。 | | 税務課 |
| 災害弔慰金・障害見舞金 | | 防災・原子力課 |
| 国民年金保険料 | | 市民課 |
| 障害者相談、要援護者旅館等宿泊 | | 福祉課 |
| 介護施設災害支援、高齢者相談 | | 介護高齢課 |
| 妊産婦・乳児相談、歯の急患診療所、口腔ケア巡回相談、子どものこころのケア | | 元気館子ども課 |
| 保健福祉総合相談、健診 | | 元気館元気支援課 |
| 住宅・宅地相談 | | 建築住宅課 |
| 家財整理に伴う歴史資料の保存 | | 図書館 |

## １２．６　こころのケア対策

１．こころのケアホットラインの設置と普及啓発

発災当日、精神保健福祉センターに、相談専用電話（こころのケアホットライン）を設置し、被災住民のこころのケア相談を開始した。また、不安を生じている子どもに関する保護者等への相談にも対応した。

設置場所は新潟県精神保健福祉センターで、実施時間は 7 月 17 日～8 月 26 日は土日・祝祭日を含む毎日で午前 8 時 30 分～午後 10 時、8 月 27 日～12 月 28 日は平日の午前 8 時 30 分～午後 5 時に実施された。対応は県精神保健福祉センター並びに新潟県臨床心理士会の専門家が行った。

17 日には、避難所に災害時こころのケアやこころのケアホットライン周知の普及啓発用のチラシ 5 種類各 1,000 部を配布した。また、10 日目にはこころと身体の健康に関する大型ポスターを掲示し啓発を行った。

なお、ホットラインは、8 月 31 日までの 47 日間で 342 件の相談があった。相談のピークは発災翌日 7 月 17 日で 34 件であった。

２．こころのケアチームの派遣

要請のあった 4 市町村（柏崎市、刈羽村、長岡市、出雲崎町）に、県精神科病院協会、新潟大学精神科、さいがた病院、精神医療センター、県立小出病院等の団体・機関で編成するこころのケアチームを派遣し、現地保健師等から依頼のあった被災者に対し、診察・相談等の専門的対応を行った。

また、児童精神科医や児童相談所職員による子どもを対象とした班を編成し、保育所巡回相談や保育士等を対象に普及啓発を行ったほか、柏崎市からの要請により市職員に対するこころの健康相談会を実施した。

概要は表 12.6.1 のとおりである。45 日間で 337 人が従事し（一日平均 7.5 人）、のべ 386 人に対応した。

**表 12.6.1　こころのケアチームの活動状況**

| | |
|---|---|
| 業務 | ◆　被災を受けた地域の精神科医療を支援<br>◆　被災のストレスにより精神的問題を抱えた一般住民や支援スタッフへの対応 |
| スタッフ | 精神科医師、看護師、精神保健福祉士、臨床心理士、事務職員等 |
| 派遣期間 | 平成 19 年 7 月 18 日から 8 月 31 日（派遣日数　延べ 45 日） |
| 派遣市町村 | 4 市町村（柏崎市、刈羽村、長岡市、出雲崎町） |

派遣団体数　実　8 団体・機関

| 期間 | 体制 | 精神科医の配置 | 備考 |
|---|---|---|---|
| 7.18-7.20 | １班 | 2 名 | 県立精神医療センター職員を中心にチーム立ち上げ |
| 7.21-7.23 | ２班 | 2 名 | 看護師、精神保健福祉士等複数配置，こころのｹｱｾﾝﾀｰ職員配置 |
| 7.24-7.30 | ３班 | 2～3 名 | 児童相談所職員配置(24 日～)、ｺｰﾃﾞｨﾈｰﾀｰ 2 名配置(26 日～) |
| 7.31- | ２班 | 1～3 名 | 引き続き児童相談所職員を定期的に配置 |

（出典）新潟県福祉保健部：新潟県中越沖地震における福祉保健部の対応状況，P.183-188，平成 20 年 1 月

## １２．７　風評被害対策

平成 19 年 7 月 16 日に発生した新潟県中越沖地震は、新潟県の観光の最盛期である夏の観光シーズンを直撃し、海水浴客を中心に本県観光客の入込に大きな影響を及ぼした。平成 16 年の新潟県中越地震においては、地震発生による風評被害や、首都圏と本県を結ぶ大動脈である上越新幹線が一部区間において約２か月間不通となったことなどが観光客減少の大きな要因となったが、中越沖地震では地震被害の地域的な広がりや交通途絶は限定的であったものの、柏崎刈羽原子力発電所の被災を伴ったこともあり、被災地域だけでなく県内全域に宿泊キャンセル等の被害が発生したところである。

地震発生直後は、県内各地域の観光地の営業状況など「正確な情報」を、県観光ホームページ、メールマガジン等を活用し、主に旅行エージェントやマスコミに随時提供するとともに、関係者への風評払拭に対する協力や取組の連携を要請した。

中越沖地震では、原子力発電所被災の影響を懸念する声も聞かれたことから、8 月以降、県ホームページに加え新聞広告等を活用して、広く一般に対し原子力発電所の事故に伴う放射能の影響を中心に正確な情報を発信しながら、本県観光の安心感の醸成を図った。また、新聞広告等の宣伝効果を高めるため、首都圏等におけるＰＲ活動を展開し、風評の払拭や新潟のイメージアップを図った。

秋以降は、「風評被害」を強調することは逆に「風評被害」の連鎖を招くことにも繋がるとの専門家の意見も踏まえ、本県の豊かな自然や食、温泉、歴史、文化など新潟の魅力のＰＲや、旅行エージェントの商品造成の支援等を行い、本県観光需要の回復に努めた。

中越地震の教訓を踏まえ、中越沖地震発生直後から風評払拭等の取組が進められ、時間の経過とともに本県観光客の回復傾向が窺われる。中越沖地震により落ち込んだ海水浴客等の今後の回復動向を注視するとともに、2 度にわたる地震からの本県観光客の入込回復に向けて官民一体となった観光振興の取組を進めていく。

【観光入込客数の状況】

**表 12.7.1　観光入込客数の状況**

（単位：千人、%）

| | 春季<br>（4～6 月） | 夏季<br>（7～8 月） | 秋季<br>（9～11 月） | 冬季<br>（12～3 月） | 計 |
|---|---|---|---|---|---|
| 18 年度 | 17,468 | 20,793 | 17,051 | 16,747 | 72,059 |
| 19 年度 | 17,648 | 17,182 | 15,812 | 17,799 | 68,441 |
| 対前年度増減率 | 1.0 | △17.4 | △7.3 | 6.3 | △5.0 |

注）新潟県調査による。

【海水浴客（7～8 月）の状況】

**表 12.7.2　海水浴客（7～8 月）の状況**

（単位：千人、%）

| | 7 月 | 8 月 | 計 |
|---|---|---|---|
| 18 年度 | 873 | 3,037 | 3,910 |
| 19 年度 | 261 | 1,738 | 1,999 |
| 対前年度増減率 | △70.1 | △42.8 | △48.9 |

注）新潟県調査による。

## １２．８　災害廃棄物の処理

新潟県中越沖地震で被災した柏崎市では、クリーンセンターかしわざき（焼却処理施設）が被害を受けたことから、可燃ごみ等の焼却については、長岡市など近隣市町村の支援を受けて処理した。その後、煙突の解体工事を行い、仮設の煙突を建てて、平成 19 年 11 月から再開した。

可燃ごみの仮置場はエコグリーン柏崎夏渡（小型系の最終処分場）を使用していた。仮置きしたごみは、随時他の市町村や他県に搬出しており、仮置き期間は数日であった。

不燃系の災害廃棄物については、ＪＲ柏崎駅近くの公有地（柏崎市開発公社所有）を仮置場として使用した。搬入された廃棄物は、家電製品、ソファー類、木製品、瓦、金属類、びん類などに分別して仮置きされていたが、混合貯留されているものもあり、そういったごみについては、今後の分別作業が困難であると予想された。

近年、地上デジタル放送への移行に伴いブラウン管ＴＶが不用品となりつつある。通常、ＴＶは家電リサイクル法によりリサイクル料金が徴収されるが、災害時の仮置場への持込の場合にはリサイクル料金が免除される場合が多い。この仮置場では、他の廃棄物に比して、テレビ受像器の排出がかなりの量にのぼっていた。こういった予想以上の廃棄物の排出に対する対応も検討する必要があろう。

写真 12.8.1　クリーンセンター
かしわざき（１）

写真 12.8.2　クリーンセンターかしわざき（２）

（出典）日本応用地質学会　災害廃棄物の防災と環境に関する研究小委員会：2007 年新潟県中越沖地震における災害廃棄物の現地調査報告，平成 19 年 12 月

## １２．９　柏崎市震災復興計画の策定

柏崎市は、一日も早い復興と新生柏崎市の創造を目指し「市民の生活再建」「産業の復興」「都市・地域の再生―コンパクトシティの実現（分散型ではなく集約型の土地利用を推進）」という３つの視点を基本とした「柏崎市震災復興計画」を平成 20 年 3 月に決定した。

本計画は、地域懇談会、市民アンケート、震災復興計画策定委員会（各界各層の代表や学識経験者らによって構成）による議論などを経て策定された（表 12.9.1）。その主な施策は図 12.9.1 のとおりである。計画全体を先導し優先的に実施する施策として７つの重点プロジェクトが設定され、その実施により復興の姿が具体的にイメージできるようになっている。今後は検証や見直しを行う委員会を設置し、市民参加による進行管理を行うこととなっている。

表 12.9.1　柏崎市審査員復興計画策定の経緯

| 日時 | 会議名等 | 検討内容 |
|---|---|---|
| H19.10.6-10.31 | 地域懇談会 | 市内中学校単位で計 10 箇所のコミセン等にて開催、市民 351 人参加、各地域の復旧・復興に向けての意見交換 |
| H19.11.14-12.20 | 市民アンケート調査実施 | 対象者：18 歳以上の市民 2,000 人のうち、1,160 人回答 58.0%、調査方法：郵送による配布･回収 |
| H19.10.16-随時 | 中越沖地震復興本部会議 | 策定方針協議、計画策定協議･検討 |
| H19.11.13-随時 | 庁内部長会議 | 庁内部長級職員による計画策定協議･検討 |
| H19.11.8-随時 | 庁内各課での策定業務 | 各課による現況と課題、主要施策・事業の検討 |
| H19.12.20 | 第 1 回震災復興計画策定委員会 | 震災復興計画の策定方針、主要課題等についての意見交換 |
| H19.12.28 | 第 1 回市議会意見拝聴会 | 震災復興計画の策定方針、主要課題等についての意見拝聴 |
| H20.1.24 | 第 2 回震災復興計画策定委員会 | 震災復興計画の構成(案)、骨子案についての協議･検討 |
| H20.2.6 | 第 2 回市議会意見拝聴会 | 震災復興計画の構成(案)、骨子案についての意見拝聴 |
| H20.2.26 | 第 3 回震災復興計画策定委員会 | 震災復興計画(素案)についての協議･検討 |
| H20.2.28-3.10 | 柏崎市震災復興計画(素案)パブリックコメント | 震災復興計画(素案)についての市民意見募集 |
| H20.3.6 | 第 3 回市議会意見拝聴会 | 震災復興計画(素案)についての意見拝聴 |
| H20.3.17 | 第 4 回震災復興計画策定委員会 | 震災復興計画(案)についての協議･検討 |
| H20.3.21 | 市議会への報告会 | 震災復興計画(案)についての報告･説明 |
| H20.3.27 | 中越沖地震復興本部会議 | 震災復興計画の決定 |

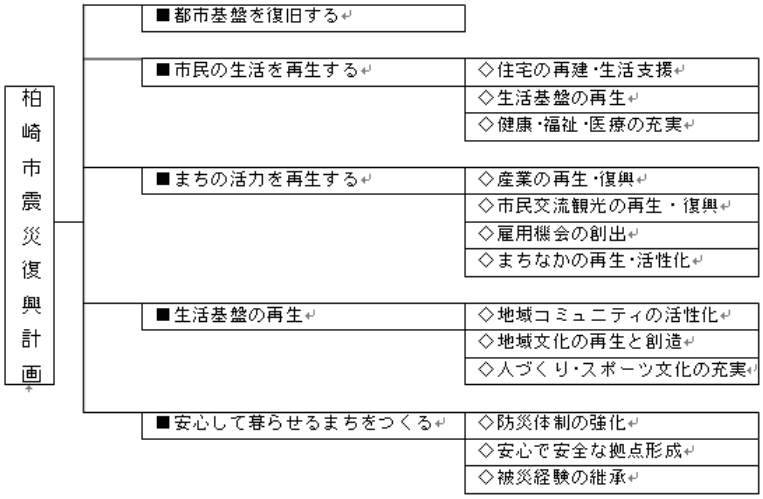


図 12.9.1　柏崎市震災復興計画の主要施策

(出典)柏崎市『さらなる未来へ　柏崎市震災復興計画』平成 20 年 3 月

## １２．１０　弁当プロジェクト

被災地での事業者の立ち直りを促進するための取り組みとして注目されるものに「弁当プロジェクト」がある。弁当プロジェクトとは「災害発生時に被災した地元業者などが連携して、ライフライン企業、ボランティアなど外部からの応援で被災地にやってくる人や、避難生活をしている被災者向けに、食事を弁当として提供する事業」[1]である。

このプロジェクトは、平成 16 年(2004 年)新潟県中越地震に見舞われた小千谷市で生まれた。その意義として次の 2 点が指摘されている[2]。

① 地元の業者に仕事を生み出すこと
　災害によって途切れた飲食に関わる仕事がこの仕組みを通じて継続され、雇用の維持にも結びつく。

②災害対応の質の向上
　被災地内で弁当の製造から提供まで行われることで、時間が短縮され食中毒のリスクを軽減できる、また、発注食数の変化に柔軟に対応できる。こうした点は従来の方式よりも質の高い対応だと言える。

小千谷市で生まれたこの取り組みが柏崎市でさらに発展した。柏崎市での弁当プロジェクトの体制図は図 12.10.1 のとおりであるが、次の点で「重要な進化」があったとされる[3]。

① 受注先の拡大
　行政が発注する被災者向けの弁当だけではなく、電力会社やガス協会など復旧作業にあたる応援職員向けの弁当も受注することになった。

② 全市を巻き込んだ体制の構築
　小千谷市では鮮魚商組合のみで実施したのに対し、柏崎では鮮魚商組合を窓口として、寿司組合、飲食業組合、料理組合等、市内で弁当製造が可能な業種組合のほとんどが参加した。これによって、弁当製造能力が高まっただけでなく、「被災飲食業者の事業継続を図る」という趣旨が明確になり、このプロジェクトに公益的な性格を与えることとなった。

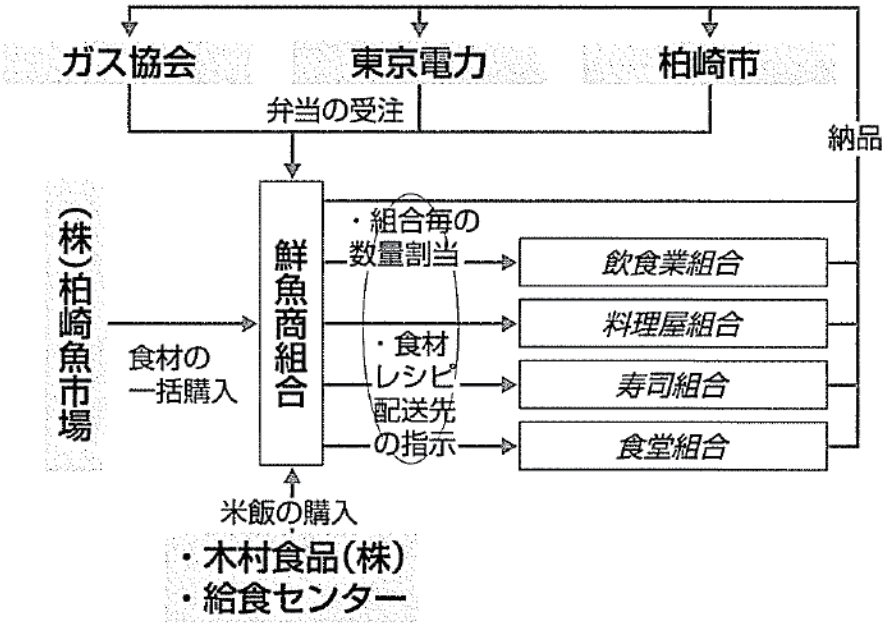


図 12.10.1　柏崎市での弁当プロジェクトの体制図[4]

(出典)1),2),3),4) ともに　永松伸吾著(2008)『減災政策論入門』弘文堂　による。
(参考)永松伸吾,2007,『地震に負けるな地域経済：小千谷・柏崎発「弁当プロジェクト」のススメ』(独)防災科学技術研究所災害リスクガバナンス研究プロジェクト
http://www.bosai.go.jp/library/publication.htm